

理事及び監事の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県栄養士会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の関係各規定とその趣旨に適合し、透明かつ合理性のある規範を設けるため、これに必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、以下の各号に掲げる者とこれに対する報酬等に限り、支給することができる。

- (1) 会員以外から選出された監事 年額報酬
 - (2) 常勤の理事 月額報酬
- 2 前項による支給額は、(別表)理事及び監事報酬表のとおりとする。
- 3 第1項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。

(年額報酬の支給)

第4条 年額報酬は、毎年9月末日及び3月末日にそれぞれ金12万5千円ずつ支払う。

- 2 年額報酬の支給方法並びに年額報酬より控除する額等、支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(費用)

第5条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

- 2 本会は、理事及び監事に対し、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費を、実費をもつ

て支給する。

3 前項による交通費の支給は、別に定める旅費規程をもってこれを行う。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

(別表) 理事及び監事報酬表

会員以外から選出された監事	年額 金250,000円
常勤の理事	月額 金150,000円